

2016 ぐらしのサポーター通信

大手電力会社を名乗る不審な電話に注意！

<ハイライト>

□ 今月のテーマ

- ・大手電力会社を名乗る不審な電話に注意！
- ・年末年始の生活に潜む危険
- ・外壁塗装工事等事業者に関する行政処分を実施しました。

□ サポーター活動サポート

□ お知らせ

□ ぐらしのコラム

買い物にも時間帯
～消費・賞味期限を見て～

「大手電力会社」や「大手電力会社の関連会社」等を名乗り、不審な電話がかかってくる事例が増えています。

「関連会社」以外にも、「保安会社」や「コールセンター」、「調査会社」や「委託会社」等を名乗り、「契約内容の見直し」や「契約や料金の計算方法の変更」等を理由に、電気料金や電力使用量、年齢や家族構成などの個人情報を聞き出そうとします。

相談があった消費者は、相手が大手電力会社だと信用して話を聞いている場合が多く、誤認したままに高額な商品やサービスを契約してしまった事例もあります。

■ 県センターへの相談事例

1. 大手電力会社を名乗る電話があり、「オール電化にすると**電気料金が安くなる**。委託会社が説明に行く」と言われ承諾、「訪問してきた業者」とオール電化を契約した。しかし、高額なので解約したいと思い、大手電力会社に問い合わせたところ、「契約業者は当方とは関係の無い会社だ」と言われた。

2. 「電気料金が安くなる、見積をするので**電力量を教えてください**」と、大手電力会社から何度も電話があった。迷惑なので大手電力会社に苦情を伝えたところ、「当社からの勧誘ではない、当社は電力量を把握しており、顧客にたずねることは無い」と言われた。

■ 注意していただきたい事項

- ① 「電気料金が安くなる」などと言われても鵜呑みにせず、**「契約相手」や「契約条件」等について、しっかりと確認**し、慎重に検討しましょう。
- ② 電力会社の代理店や委託会社を名乗る営業行為に対して、少しでも不審に感じたら、**相手の「名前」や「担当部署」、「電話番号」等を確認し、電力会社に確認**しましょう。また、安易に検針票を見せたり、個人情報を提供することは避けましょう。
- ③ 大手電力会社は、顧客の契約内容や電気料金、使用量などは把握しており、電話等で問い合わせすることはありません。

お安くなりませす！



年末年始の生活に潜む危険

何かと慌ただしい年末年始ですが、普段とは違う生活リズムの中に数々の危険が潜んでいます。トラブルを回避して、楽しい年末年始を過ごしましょう。

■ 大掃除に潜む危険

12月は、全国的に「掃除中の救急搬送」が増加する傾向にあります。特に高齢者の割合が多く、年齢や個々の体力を考慮しつつ、十分に安全を確保した上で大掃除を行いましょう。



- 高所で掃除をする場合は、安定した足場を選んで椅子や脚立などを置き、片方の手で固定された家具等にしっかりつかまるなど、バランスを崩さぬよう十分に注意し、昇降の際も足を踏み外さないように気を付けましょう。
- 浴室等の掃除を行う場合は、水や洗剤で床面が滑りやすいので転倒に気を付けましょう。カビ取り剤などの薬剤を使用する場合は、十分な換気を行いましょう。
- 両手がふさがった状態や荷物で視界がふさがれた状態で階段等を昇降する場合、足元がよく見えず、転落事故等の危険があります。普段より慎重な行動が必要です。

■ 暖房器具に潜む危険

寒さが厳しい季節、暖房器具は無くってはならないものですが、「熱源」である以上、多かれ少なかれヤケドや火事の危険性があります。

- 長く使用している暖房器具は経年劣化で発煙・発火などの事故が起きやすくなります。点検を行い、性能が維持できないものは使用しないようにしましょう。
- 「電気ストーブ」や「ハロゲンヒーター」等は、高熱を発する器具なので、近くに可燃物を置かないようにしましょう。その場を離れたり、就寝時には電源を切り、コンセントを抜きましょう。また、「石油ストーブ・ガスストーブ」などの燃焼器具使用時には、必ず換気しましょう。
- 「電気カーペット」や「こたつ」、「湯たんぽ」などでは、低温やけどを負わないために、体の同一箇所が長時間触れないように気を付けましょう。就寝用の暖房器具としての使用は避けましょう。
- 普段とは違う暖房器具がある帰省先等では、小さなお子さんから特に目を離さないよう注意しましょう。

■ 窒息事故に注意



高齢者の餅による窒息事故が多発する時季です。高齢になると、噛む力や飲み込む力が低下し、食べたものがスムーズに飲みこみにくくなるので、一層の注意が必要です。

- 餅を食べる際は、小さく切って食べやすいサイズにしましょう。急いで飲みこまずにゆっくりと噛んで、唾液とよく混ぜ合わせて食べることが大切です。

- 高齢者や介護を要する方がいるご家庭では、食事の際は目を離さないよう注意しましょう。

■ 交通事故に注意

この時季は日が暮れるのが早く、お酒を飲む機会も増え、帰省等による混雑も予想されます。交通事故に遭わない、起こさないよう注意しましょう。夕暮れ・夜間の事故防止のため、

自動車や自転車は早めのライト点灯に努めましょう。また、歩行者や自転車は、視認性を良くするために「反射材」や「LEDライト」を活用しましょう。お酒を飲んだ場合は絶対に運転をしない、飲んだ人には運転させないよう徹底しましょう。



外壁塗装工事等事業者に対する行政処分を実施しました

徳島県は、平成28年11月22日、外壁塗装工事等の不適切な訪問販売を行っていたとして、特定商取引法第8条第1項に基づき、徳島市内の事業者に対して、平成28年11月23日から平成29年11月22日までの12か月間、訪問販売に関する業務の一部（新規勧誘・申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

■ 取引の概要

業務停止命令を受けた事業者は、外壁塗装工事等に関する役務の提供を業として行っており、消費者の自宅を訪問して、役務を提供する契約の締結について勧誘することにより、当該契約を行っていました。

■ 認定した違反行為

同事業者は、次のとおり法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び消費者の利益が著しく害されるおそれがあると認められました。

(1) 書面の虚偽記載及び記載不備（特定商取引法 第5条1項）

同事業者は、役務提供契約の締結にあたり、自己の氏名及び住所について、虚偽の記載をするとともに、契約解除に関する事項を記載していない書面を交付しました。

(2) 重要事項不告知（特定商取引法 第6条2項）

同事業者は、消費者宅を訪問し、外壁塗装工事等の契約締結について、勧誘する際、故意に契約解除に関する事項の説明を行いませんでした。



サポーター活動サポート

皆様が、日々のサポーター活動を行う上での参考にしてください。

● 徳島県警察 特殊詐欺被害防止情報

<http://www.police.pref.tokushima.jp/17hurikomaren/index.html>

「徳島県警察」のホームページから「特殊詐欺被害防止情報」のページをご案内します。

「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」「架空請求」などの詐欺防止にかかる「4コマ漫画」や「詐欺防止音頭」などが掲載されています。

特に、「**阿波人形浄瑠璃で訴える特殊詐欺被害防止映像**」はインパクト抜群で、老若男女に興味を持ってご覧いただける内容になっています。

また、架空請求等において、電子マネーによる支払いを指示される事例が増えていることから、「電子マネー購入者向けのチェックシート」なども掲載されています。



阿波人形浄瑠璃で訴える特殊詐欺被害防止映像より



オレオレ詐欺じゃないだろうか

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

【ツイッター アカウント名】

徳島県防災・危機管理情報

【くらしのサポーター通信はこちら】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>



「消費者教育推進大使」
すだちくん

◆ くらしのコラム ◆

買い物にも時間帯 ～消費・賞味期限を見て～

男の人をスーパーでも多く見かけるようになった。時代を映しているのだ。私のように妻の後ろから籠を下げて付いて行くのではなく、一人で計算しながら買い物をしている。

夕方の買い物には微妙な時刻がある。消費期限の短いものは、ある時刻が来ると割引の赤いシールが貼られる。2割程度が多いが、稀に時間の経過とともに割引率が高くなるものもある。

また、特定の日にはいくらかの割引があったり、年齢でのシルバー割引であったり、レディースディであったりする。買い物客の流れ、あるいは、込み具合も特定の日傾斜している。

上手に買い物をすればわずかでも節約できるのである。

くらしのサポーター 三原茂雄



くらしのサポーター担当者より

研修・交流会の講演「徳島県における特殊詐欺の実態について」は、現職の警察官から、最新の事例や犯行の手口が示されたこともあり、多くの参加者の皆様から「大変参考になった」とのご感想をいただきました。

アンケート等を参考にしつつ、来年も研修を実施いたしますのでよろしくお願い致します。 (長谷)

◆ お知らせ ◆

平成28年12月8日・9日に「くらしのサポーター研修会」兼「くらしのサポーター・消費生活コーディネーター交流会」を開催しました

プログラムの前半では、徳島県警の田村和之指導官に「徳島県における特殊詐欺の実態について」と題して、県内で発生した特殊詐欺の事例紹介や、徳島県警の取組等についてご講演いただきました。

プログラムの後半では、グループワークとして「啓発ティッシュのちらし作り」を行いました。

異なる年代・職種の方々が交流を深めつつ、「架空請求」や「還付金詐欺」の被害防止に向けた啓発チラシを作成しました。



田村指導官によるご講演



受講風景



グループワーク



チラシ作り

お忙しい中、「研修・交流会」にご参加いただき、ありがとうございました

